



11 令和5年11月15日 発行
第77巻 第11号
 岡山市北区桑田町15番28号
 一般社団法人岡山県労働基準協会
 編集兼 (電話 (086) 225-3571)
 発行人 岡田 康 浩
 1部 50円 1年 600円
 (購読料は会費に含む)
 ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



木山寺(真庭市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)



目次

Nov.

2023

行政の動き

- 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です 2
- 令和5年度業務改善助成金のご案内 3
- 厚生労働省からのお知らせ「年取の壁・支援強化パッケージ」... 5
- 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です ... 6
- 上限規制適用猶予業種に関する36協定届 8
- 改正様式のご案内 ~自動車運転者編~

- 外国人労働者安全衛生管理セミナー開催のお知らせ ... 2
- 和気地区プレス・機械金属災害防止協議会による ... 5
- 研修会を行いました
- 令和5年度年末年始無災害運動 9

協会より

- 悠々自適 7
- 労働災害 - 統計 - 10



11月は「しわ寄せ」 防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、毎年11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置付け、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、以下の「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。

「しわ寄せ」防止特設サイトURL

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



お問合せ先 岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

厚生労働省委託事業 外国人労働者安全衛生管理セミナー 開催のお知らせ

参加
無料

開催日時 令和6年2月5日 14:00～16:00

開催場所 岡山県労働基準協会3階会議室（岡山市北区桑田町15-18）

外国人労働者は年々増加しており、これに伴い外国人労働者が被災する労働災害も増加しております。外国人労働者の労働災害には、日本語の理解が不十分であることなど外国人労働者特有の事情を踏まえた安全衛生管理が求められます。

本セミナーでは、労働災害防止の上で最も基本的な事項である安全衛生教育を実施するときのポイントなどの安全衛生管理を解説することとしております。

参加申込は次のウェブサイトでお申し込みください。

https://www.toukiren.or.jp/seminar_25.html

プログラム

- ① コミュニケーションのカギは「やさしい日本語」
- ② 安全衛生教育に使用できる「母国語教材」
- ③ 理解を促進させる「ピクトグラム安全表示」
- ④ 安全衛生活動（KYT、5S）等に参加させるときの留意点
- ⑤ 外国人の健康診断に当たっての注意点



令和5年度 業務改善助成金のご案内

≪ 賃金UP・設備投資等・生産性向上におすすめの助成金 ≫

賃金引き上げ後の申請も可能に！

岡山労働局版 (R5.10)

制度の概要

50人未満・令和5年4月1日～12月31日までに賃上げ完了なら

岡山働き方改革推進支援センター
公式キャラクター「ももにんにん」

- ①事業場内最低賃金を一定額以上「引き上げる」又は「引上げ済み(50人未満のみ)」
②設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う。②の費用の一部助成

対象事業場

- 中小企業・小規模事業者
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内
- 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

対象となるか、チェック！

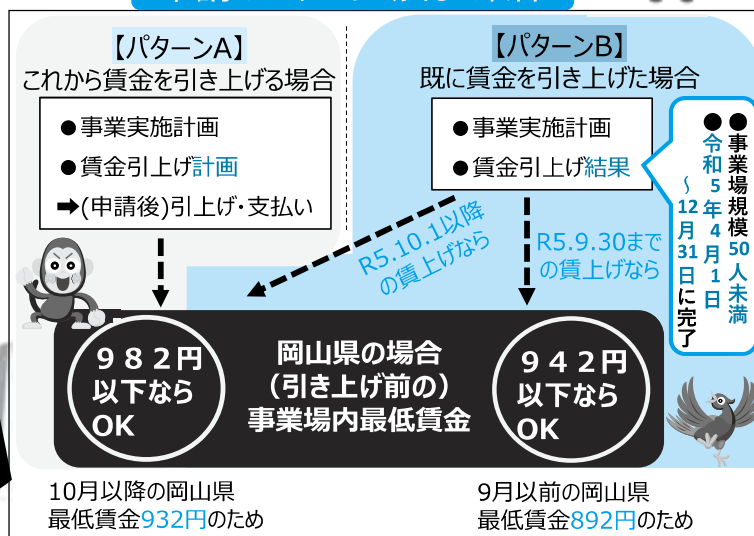
全て☑になれば、助成金の対象の可能性あります！！

申請期限（必着）
令和6年1月31日

※早期締切の場合あり

→ 事業完了期限：令和6年2月28日

申請のパターン 及び 条件

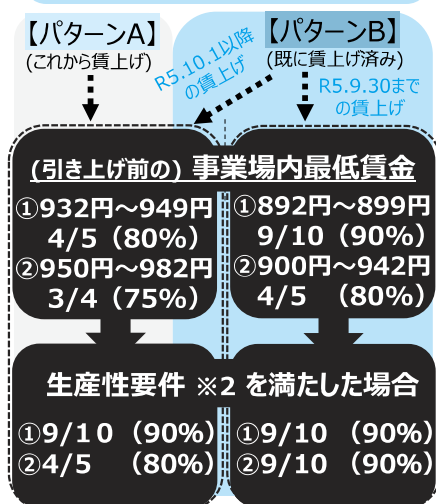


助成限度額

()内は事業規模30人未満の場合の上限額

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額(万円)				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上※1
30円	30 (60)	50 (90)	70 (100)	100 (120)	120 (130)
45円	45 (80)	70 (110)	100 (140)	150 (160)	180 (180)
60円	60 (110)	90 (160)	150 (190)	230 (230)	300 (300)
90円	90 (170)	150 (240)	270 (290)	450 (450)	600 (600)

岡山県の助成率



※1 10人以上の上限額区分：事業場内最低賃金が「左欄②950円～982円」の場合は、以下のいずれかに該当する必要があります。

- 生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べて3%ポイント以上低下している事業者

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準以上の場合等に加算

厚生労働省

岡山労働局

このリーフレットに関するお問い合わせは

雇用環境・均等室 TEL086-224-7639



賃金UP 設備投資・生産性向上 活用

業務改善助成金

過去の岡山県内
導入事例

【製造業(縫製)】

◇新型ミシン

- ☞作業能率の向上
- ☞初心者でも作業が可能

【洗濯業】

◇大型洗濯機・乾燥機の増設

- ☞労働能率の向上

【小売業】

◇POSレジシステム ◇受発注システム

- ☞在庫管理の短縮

【接客業】

◇自動釣銭機 ◇勤怠打刻機

- ☞労働能率の向上

【理美容業】

◇新型の洗髪台

- ☞作業能率の向上

【飲食業】

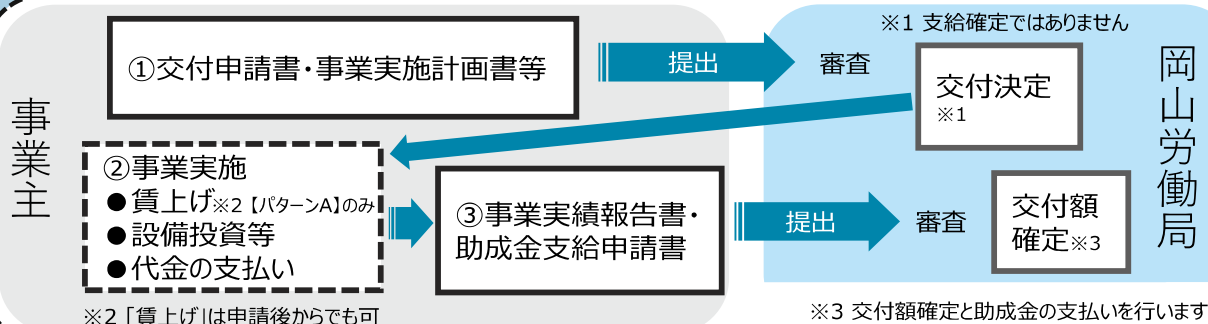
◇食器洗浄機

- ☞洗浄時間の短縮

◇フードスライサー

- ☞肉細分作業の短縮

手続きの流れの一例 (概略)



受給までの具体的な流れ (【パターンA】の例)

→ 早めの申請をお勧めします

- 11月 7日 事業場内最低賃金932円(対象者2人)を12月1日から30円引き上げる計画を策定し、労働局に申請額を90万円(事業場規模5人)とする助成金の交付申請書を提出
- 12月 1日 就業規則を改定し、事業場内最低賃金を30円引き上げた962円とする
- 12月 5日 労働局が審査の上、助成金の交付決定通知を行う
- 12月22日 生産性向上に役立つ機器を導入して業務改善を行い、機器代金120万円を支払う
(注) 機器の購入は、交付決定後に行った場合のみ、助成金の対象
- 1月10日 対象者2人に対し、引き上げた賃金を支払う
- 1月16日 労働局に機器の導入・支払状況、引き上げ後の賃金の支払い状況などを記載した事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出
- 2月 5日 労働局が審査の上、交付額確定と助成金の支払いを実施
→ その後、状況報告が必要となります

本例はこれから賃金を引き上げる場合

厚生労働省

岡山労働局

業務改善助成金

検索

【制度のお問い合わせ先】

業務改善助成金

コールセンター

Tel0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】

岡山働き方改革

推進支援センター

Tel0120-947-188

【申請先】

岡山労働局

雇用環境・均等室

Tel086-224-7639



厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。

ご不明な点があるときは

「年収の壁突破・総合相談窓口」
にご相談ください。

(電話番号:0120-030-045)

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

(※) ・ 社会保険適用促進手当を支給
（社会保険料の算定対象外）
・ 賃上げによる基本給の増額
・ 所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。



年収の壁に関する
厚生労働省HPは
こちら



和気地区プレス・機械金属災害防止協議会研修会 (品川リフラクトリーズ株式会社 岡山工場)

和気地区プレス・機械金属災害防止協議会による研修会が、10月24日（火）に品川リフラクトリーズ株式会社 岡山工場において行われました。（参加者17名）

同社の岡山工場（備前市東片上88）は、国内にある7工場のうち最大の規模を有する耐火物製造工場です。その岡山工場の敷地内に2022年4月に竣工された危険体感訓練施設で訓練を行いました。



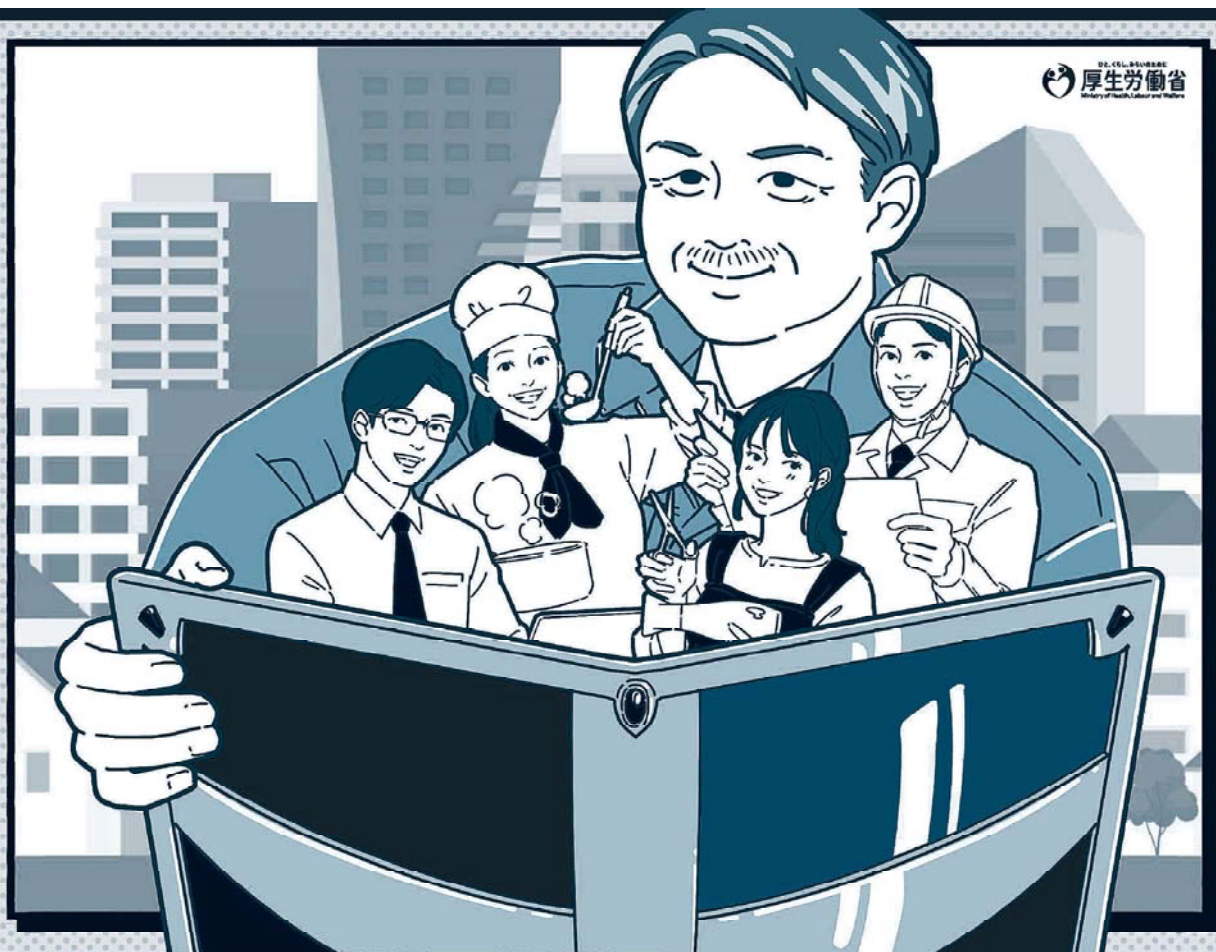
訓練所内には、巻き込まれ、挟まれ、感電、粉じん爆発、歩行滑り・転倒など、現場で起こる労働災害を疑似的に体感する装置「実機危険体感装置」が14機器備えられており、それらの装置を使用して作業中に起こりえる危険を体感しました。災害事例の説明を受けながらの疑似体感は、自社で起こりえる労働災害を衝撃的に想像できるもので、改めて安全への意識が高まりました。

また、3機の「VR（仮想体感）装置」を使用しての訓練では、作業現場に存在する危険を、まるで現実のような臨場感で疑似体験し、改めて危険な行動や作業について認識しました。座学のみでの安全教育は、時間が経過するにつれて徐々に記憶が薄れていきますが、疑似的な体感・体験は長期にわたり記憶されるため、危険に対する感受性（危険予知能力）が向上し、労働災害を未然に防ぐことに繋がります。通常では経験できない良い機会を得ることができた参加者からは、改めて日常の作業・行動について見直したい、自社内での安全教育に活かしたいなどの所感が述べられ、充実した研修会となりました。



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

～労働保険の加入手続きはお済みですか～



働きがいの

そばには**労働保険。**

労働保険

労災保険 + 雇用保険

✓ **雇ったら、入る。労働者を守る。**

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、
労働者を一人でも雇っていたら、
労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局・労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ▶

<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



悠々自適

新見労働基準監督署長
山路 元博

初めてのタイヤ手組体験

最近では工場やお店で様々な体験をさせるイベントがあり、ここ新見においても、そば打ち体験ができる。

私の場合、つい先日自分で自家用車のタイヤを組むという「タイヤの手組体験」をする機会に恵まれた。

新車購入から6年を経過し、一度もタイヤを替えたことがなく、年末には交換しようと考えていた。しかしながら、タイヤに経年劣化の亀裂を見つけたので一刻も早く交換しないと危険だと判断した。早速、カー用品店で見積もったところ、工賃込で最低5万円超とのこと。一方ネット通販で検索したところなんと4本1万7千円と超激安で、口コミでも評判は上々である。そこで、ネットで購入してDIYすれば安くできるし、話のネタにもなるのではという安易な発想で手組体験を

することとなったのだが、これが地獄への入り口であった。

まず、ホイールを外し、タイヤのビードをホイールの内側に落とす、これが一番の難関だ。パンタグラフジャッキを回しながらビードを落とそうとするも、ミシミシと不気味な音を立てて不安に思っているうちに突然ガチャと音を立ててなんとか、成功した。次はバールでこじってタイヤを外すのだがこれが結構力がある作業で、バールの反動に気を付けつつ、タイヤの脱着が終了する。最後にコンプレッサーで空気を入れてビードを上げようとするも、どうやらタイヤに妙な癖があるらしく空気が抜けて入らなかった。そこで、タイヤにまたがり抜け道を塞ぐことでようやくビードが上がり規定圧まで空気が入った。

夏の暑い中、タイヤ2本交換するのに4時間を費やし、これ以上の作業は熱中症の恐れがあると判断したため残り2本は翌日の作業に回すこととした。

この体験で得たものは、作業を成し遂げた達成感と多少のダイエット効果ということだろうか、しかしながら、こんな体験を思いついたことを後悔しつつ、タイヤの履き替えはプロに頼むのが一番だと改めて思う。



Metaltech
株式会社 **メタルテック**
岡山事業所

〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910
Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787

三井造船特機エンジニアリング株式会社
マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 三島 利文

〒706-8651
岡山県玉野市玉3丁目1番1号
TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612

津山ガス株式会社

取締役社長 荻田 善嗣

岡山県津山市林田町92
☎(0868)22-7211



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1
TEL(0865)65-0311
FAX(0865)65-0460



弁護士法人
太陽綜合法律事務所
TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.

岡山県労働基準協会顧問弁護士 (岡山弁護士会所属)
代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健 補
〒700-0901
岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル2階
TEL(086)224-8338 FAX(086)224-7555

税理士

たけ だ やす お
武 田 育 男

〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号
TEL: 086-231-1227

NAKASHIMA
We Go Beyond

ナカシマプロペラ株式会社

本社/〒709-0625
岡山市東区上道北方688-1
TEL (086) 279-5111
FAX (086) 279-3107

人も、会社も、もっと元気に！

中退共済
小企業退職金共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部独立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ
中退共済 (検索)

(注) 助成金返還金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



令和6年4月1日以後の期間のみを定めた36協定から対象となります

上限規制適用猶予業種に関する36協定届改正様式のご案内 ～自動車運転者編～

自動車運転手を使用する事業者のみなさま



令和6年4月1日から

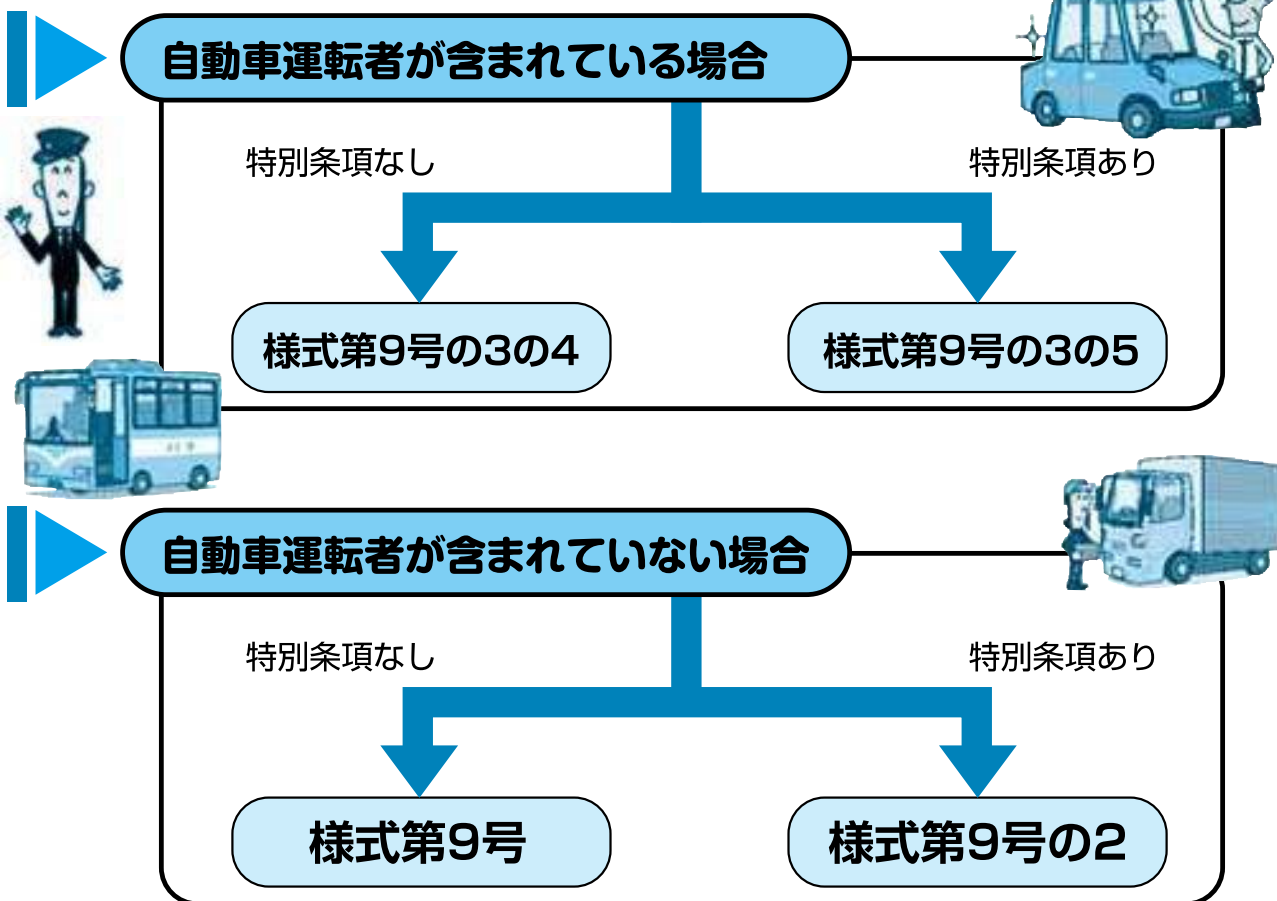
36協定届の様式が改正されます！



令和6年4月1日から、自動車運転者にも時間外労働・休日労働の上限規制が適用されることに伴い、36協定届の様式が改正されます。

36協定の対象労働者によって使用する様式が異なりますので、下記の図をご確認ください。

36協定の対象労働者に



改正様式はこちらから

自動車運転者 36協定 様式

厚労省HP（主要様式ダウンロードコーナー）

検索

または



岡山労働局特設サイト

【問合せ先】岡山労働局 監督課TEL 086-225-2015

令和5年度年末年始無災害運動

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎えます。

本年度の年末年始無災害運動は、

『健康と安全で 幸せ年末年始』

を標語として令和5年12月1日から令和6年1月15日までの間、展開することとなりました。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意喚起、労働者の健康状態の確認など、職場の総点検に全員で取り組むことが一層重要となります。皆で力を合わせて無事に締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思い新たに無災害を目指して取組みましょう。

事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生パトロールの実施
- (3) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (4) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の揚げ替え
- (5) 年末時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (6) 年末年始無災害運動用のポスター、のぼり等の掲示
- (7) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (8) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (9) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (10) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛安全対策の徹底
- (11) 火気の点検、確認などの火器管理の徹底
- (12) 交通労働災害防止対策の推進
- (13) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠・食事・運動等）に関する健康指導などの実施
- (15) 感染症拡大防止対策の徹底
- (16) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

主唱者：中央労働災害防止協会

後援：厚生労働省

年末年始ポスターなど各種用品を取り扱っています。
お申込みは協会各支部へお早めに。



[illegible]